

▼

保険法の下での告知義務に関する 解釈上の問題

—質問応答義務への変更等に伴う商法からの解釈の変容—

嶋寺 基

■ アブストラクト

保険法は、保険契約締結の際の告知義務に関し、改正前商法の規律から様々な変更を行っている。そのうち、自発的申告義務から質問応答義務への変更は、何を告知すべきかの判断を保険契約者側にゆだねるのではなく、保険者からの質問に答えればよいとするものであり、告知義務の基本的な考え方を変更するものである。これに伴い、保険法の下では保険者からの質問の内容に着目した解釈が行われるため、いわゆる重要性の要件に関する考え方や、故意・重過失の対象となる事実は何かについても、改正前商法の下での解釈論に影響が生じている可能性がある。

このほか、告知妨害の規定の新設や解除の将来効に伴う新たな解釈上の問題も生じるなど、保険法と改正前商法との規定の違いから、様々な論点について従来の改正前商法の下での解釈に変容が生じている可能性もある。改正前商法の下での解釈を当然のものとするのではなく、保険法の規定の文言を踏まえた理論的な分析を行うことは、保険法の新たな研究の可能性を探るためにも重要な意義を有するものである。

■ キーワード

告知義務違反による解除、質問応答義務、保険者の過失不知

*平成30年12月14日の日本保険学会関東部会にて報告（一部論点につき平成28年10月30日の日本保険学会大会（立命館大学）報告にて言及）。

／平成30年9月18日原稿受領

1. はじめに

保険法は、保険契約の締結の際における告知義務に関し、大きく分けて、①保険契約者又は被保険者が危険に関する重要な事項のうち保険者が求めたものについて告知義務を負うこと（告知義務の存在）、②これらの告知義務者が故意又は重大な過失により告知義務違反をした場合には、保険者は保険契約を解除することができること（告知義務違反による解除）、③告知義務違反による解除は将来に向かって効力を有する一方で、解除時まで発生した保険事故や傷害疾病について保険者は原則として免責されること（解除の効力）、④例外的に保険事故や傷害疾病が告知されなかった事実に基づかずに発生した場合には免責の効果が及ばないこと（因果関係不存在特則）について規律を設けている。そして、これらの規律は、損害保険契約、生命保険契約及び傷害疾病定額保険契約という各保険契約の類型ごとに、それぞれ3つの異なる条文において規定化されている¹。

これに対し、保険法の制定にあわせて改正が行われる前の商法（以下「改正前商法」という。）では、告知義務に関する規律は、上記①と②を区別せずに1つの条文で規定化されており、上記③と④についても、解除の将来効と既発生の保険事故についての免責との関係が明確に整理されていないなど、あいまいな部分が残る規定となっていた。

このような保険法と改正前商法との規定の違いから、2つの法律の間には様々な解釈上の差異が生じている可能性があるが、両者の規定の構造や文言の違いに着目した整理は、これまであまり行われてこなかったように思われる。

¹ 具体的には、損害保険契約については第4条、第28条及び第31条、生命保険契約については第37条、第55条及び第59条、傷害疾病定額保険契約については第66条、第84条及び第88条に規定が置かれている。

また、保険法では、従来からの立法提案を踏まえて、改正前商法の規律を実質的に変更しているものがあり、その中でも、自発的申告義務を質問応答義務に変更している点や、保険媒介者による告知妨害に関する規律を新設している点は、従来の告知義務の考え方を大きく変更するものである。これらの告知義務の根幹に関わる変更は、改正前商法の下で議論されていた告知義務に関する様々な論点の解釈に影響を及ぼす可能性があるが、このような従来の解釈論への影響については十分な検討が行われていないように思われる。

保険法の制定に伴う改正前商法からの解釈の変容の中には、保険法の立法過程において明示的に議論されていたものもあれば、必ずしも明確な議論はなかったものの、規律の変更に伴って付随的に生じることとなった解釈論への影響もあり得る。保険法の施行からまもなく 10 年を迎えるにあたり、従来の改正前商法の下での解釈を当然のものとするのではなく、その解釈の変容の可能性を含め、改めて保険法の個々の規定について理論的な分析を行うことには意義があると考えられる。

そこで、本稿では、保険法において重要な規律の変更が行われた告知義務違反による解除をテーマとして取り上げ、保険法の条文と改正前商法の条文のそれぞれの構造や文言の違いから生じる解釈上の問題について検討するとともに、告知義務の質問応答義務への変更、保険媒介者による告知妨害の規律の新設等に伴って新たに生じる可能性のある解釈上の問題について、今後のさらなる研究のための問題提起を含めて検討を行うこととする。

2. 保険法と改正前商法の条文構造の違い

告知義務に関連する各規定のうち、保険法と改正前商法との間で条文構造に大きな違いが見られる点は、告知義務の存在自体を独立の条文で定めているか否かである。

保険法では、「保険契約者又は被保険者になる者は、保険契約の締結に際し、（中略）事実の告知をしなければならない」と定め（同法第4条、第37条及び第66条）、告知義務の存在を直接規定しているのに対し、改正前商法では、「保険契約ノ当時保険契約者（又ハ被保険者）カ悪意又ハ重大ナル過失ニ因リ重要ナル事実ヲ告ケス又ハ重要ナル事項ニ付キ不実ノ事ヲ告ケタルトキハ保険者ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得」と定め（同法第644条第1項、第678条第1項）、告知を行う義務が存在することを当然の前提として、その義務違反があった場合の保険契約の解除のみを定めるという条文の形式をとっていた。

このような条文構造の違いが生じた理由の1つは、保険法が保険契約の「成立」「効力」「保険給付」「終了」の4つの節を設け、それぞれの場面ごとに分けて規定を置いたという法律全体の構成の点が挙げられるが、もう1つの理由は、保険法が改正前商法の自発的申告義務を質問応答義務に変更した点にある。すなわち、改正前商法は、保険契約者等が自ら告知すべき事実を判断し、それを告知するという仕組みをとっていたため、法律上は、保険契約者等が重要な事実を告知しなかった場合の制裁のみを端的に定めれば足りると考えられた。これに対し、保険法は、告知の対象とすべき事項は保険者が判断することとし、保険契約者等は保険者から質問を受けた事項についてのみ答えれば足りるという仕組みに変更したことから、「告知の対象とすべき事項は保険者が判断する」という点を明確にするため、告知事項とは何か、保険契約者等は何について告知する義務を負うかを直接定める規定を設けることとしたものである²。

このような保険法と改正前商法の条文構造の違いは、単に形式的な差異にと

² 質問応答義務に変更したことと、告知義務の存在を独立の条文で定めることには、論理必然の関係があるわけではないが、改正前商法と同様の条文構造をとった場合には、告知義務違反による解除の規定が極めて複雑なものとなり、単一の条文ですべての要素を規定し尽くすことは技術的に難しく、一般人にとっても分かりにくいと考えられた。このような単一の条文での規定の困難性も含め、質問応答義務への変更が保険法の条文構造に大きく影響していることは事実である。

どまらず、規律の解釈にも影響を及ぼす可能性がある。すなわち、従来、改正前商法の下では、条文上、告知義務の内容が必ずしも明確ではなかったため、告知制度の趣旨等をもとに様々な解釈論が展開されていた。しかし、保険法がこれを明文化したことにより、必然的に保険法の下での条文解釈には文言上の制約が伴うこととなるため、保険法の文言と整合的な解釈を行うことが重要になる。

そこで、以下では、保険法の告知義務の条文における個々の文言にも着目しつつ、改正前商法からの規律の変更に伴う解釈の変容の可能性について検討する。

3. 告知の時期の問題

保険契約者等が告知を行うべき時期に関し、改正前商法は、「保険契約ノ当時（中略）重要ナル事実ヲ告ケス又ハ重要ナル事項ニ付キ不実ノ事ヲ告ケタルトキハ」と規定していた。そのため、改正前商法の下での通説的な見解としては、「保険契約ノ当時」とは、保険契約成立の時の意味であり、告知をした時と保険者の承諾の時との間に告知事項に関して事情の変化があったときは、追加的に告知をしておかなければ告知義務違反となると解されていた³。これは、自発的申告義務を前提とする改正前商法の解釈としては自然なものであると考えられる。

もっとも、生命保険の約款において責任遡及条項が定められている場合には、責任開始の日（第1回保険料相当額を受領した日又は告知を受けた日のいずれ

³ 山下友信・保険法 290 頁（有斐閣、2005）、大森忠夫・保険法（補訂版）123 頁（有斐閣、2004）等参照。

か遅い日)が基準になると解されていたほか⁴、保険者が保険契約者等に質問してその告知を求める形をとる場合には、特段の事情のない限り保険契約者等は保険者から質問を受けた時に、その時まで存在する事実を告知すれば足りるとする見解もあった⁵。

これに対し、保険法は、「保険契約の締結に際し、(中略)保険者になる者が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない」と規定している。一般に法律用語としての「～に際し」とは、時間的に一定の広がりを持つ概念であるため、ここでは保険契約の締結に至るプロセスの中で告知が行われることを意図しているものと考えられる。

この点、保険法が質問応答義務の形をとっていることから、現在の生命保険の実務を前提に、「生命保険契約の締結に際し」とは、生命保険募集人等が面接をして告知書への記入を求めた際、又は医師が口頭で質問した際を意味するとし、告知後に新たに生じた重要事実については、告知義務の対象にはならないとする見解も見られる⁶。たしかに現在一般に使用されている告知書等の体裁からすれば、告知書の記入や医師への回答の時点で存在する事実を告知すれば足り、その後に告知の対象となる事実が発生したとしても、追加の告知を行う義務はないものと解釈される可能性が高いと考えられる。

しかし、このことから直ちに、保険法の理論的な解釈として、質問応答義務を採用した以上、告知書の記入を行う時点で存在する事実のみが告知義務の対象となり、その後に生じた事実を告知義務の対象とすることはできないとの結論を導くのは妥当ではない。保険法は、何を質問するだけでなく、いかなる形で質問を行うかの判断も保険者にゆだねているものであるから、告知書を記

⁴ 山下・前掲注3) 290頁。

⁵ 中西正明・保険契約の告知義務4頁(有斐閣、2003)。

⁶ 山下友信=永沢徹・論点体系保険法219頁〔遠山聡〕(第一法規、2014)。

入する時点で存在する事実のみを回答すれば足りるとするか、あるいは、告知書を記入した後に新たに告知の対象となる事実が生じた場合は追加告知をすることも含めて「質問」の内容とするかは、保険者の質問の仕方によるものと考えられる⁷⁸。

このように、告知の時期に関する問題は、保険法が質問応答義務を採用したことから当然に一定の結論が導かれるものではなく、保険者がいかなる質問を行うかによって異なるものである。保険法は、様々な保険商品に対応することができるよう、幅広い質問の仕方を許容する規律としている点に留意すべきである。

4. 危険に関する重要な事項の問題

改正前商法は、「重要ナル事実ヲ告ケス又ハ重要ナル事項ニ付キ不実ノ事ヲ告ケタルトキハ」と規定していたのに対し、保険法は、「危険に関する重要な事項のうち保険者になる者が告知を求めたものについて、事実の告知をしなければならない」と規定している。この部分についての両者の規定の違いは、単に自発的の申告義務から質問応答義務に変更されたのみであり、改正前商法における「重要事実」に関する解釈には変更がないという見解が多く見られる。

すなわち、改正前商法においては、告げない事実の重要性が告知義務違反成立の客観的要件とされ、ある事実を知っていれば保険者は保険を引き受けな

⁷ 山下友信・保険法(上) 404頁(有斐閣、2018)においても、保険者が追加して告知を求める質問をしない限り追加して告知する義務まではないと述べられており、保険者が追加告知を求める質問を行う余地を認めている。

⁸ もっとも、金融庁の保険会社向けの総合的な監督指針では、「告知書の様式は、保険契約者等に分かりやすく、必要事項を明確にしたものとなっているか」が募集上の留意点として定められており(Ⅱ-4-2-2(17)①)、質問の仕方があいまいな場合には有効な「質問」として認められないことは当然である。

ったであろう場合、又はより高い保険料による等、保険契約者側に不利な条件でのみ引き受けたであろう場合に、当該事実の重要性が認められると解するのが通説的な見解であった⁹。そして、保険法においても、「告げない事実」の重要性が告知義務違反成立の客観的要件であるとして、改正前商法と全く同一の解釈を述べる見解が多い¹⁰。

しかし、保険法においては、改正前商法の自発的申告義務から、質問応答義務に告知義務の基本的な考え方が変更されたにもかかわらず、このことによる解釈上の影響は本当はないといえるのであろうか。しかも、改正前商法と保険法との間には、告知義務に関する条文の構造にも違いがあるため、そのような違いから解釈論への影響が生じることも考えられる。以下では、これらの点を掘り下げて検討してみることにしたい。

(1) 自発的申告義務から質問応答義務への変更

改正前商法においては、告知義務が自発的申告義務とされていた関係で、保険契約者等がどのような事実を告知しなければならないかを規定することが必要とされた。そこで、改正前商法では、保険者の危険測定に影響を与える事実のみが告知義務の対象となり、それ以外の事実は対象とならないことを示すために、「重要ナル事実」を告知しないこと、又は「重要ナル事項ニ付キ不実ノ事」を告知することが告知義務違反になると定められていたものである。

これに対し、保険法においては、質問応答義務が採用されることとなったため、保険契約者等が何を告知しなければならないかは、「保険者（になる者）が告知を求めたもの」、つまり保険者から質問された事項という形で示されて

⁹ 山下・前掲注 3) 292 頁、大森・前掲注 3) 124 頁等参照。

¹⁰ 山下・前掲注 7) 409 頁、岡田豊基・現代保険法〔第 2 版〕126 頁（2017 年、中央経済社）、山下＝永沢・前掲注 6) 13 頁〔遠山聡〕等参照。

いる。もつとも、保険者が質問することができる事項に一切の制限がなければ、保険者はおよそ危険測定に無関係な事項まで保険契約者等に質問し、その回答に誤りや漏れがあったことを理由に保険契約を解除することができることとなり、保険契約者側に過大な不利益が生じる結果となりかねない。そこで、保険法では、保険者は危険測定に関係のない事項を質問することはできないとすることで、保険者からの質問事項に一定の制限を課すために、「危険に関する重要な事項のうち保険者になる者が告知を求めたもの」と規定しているものである¹¹。

このように、改正前商法と保険法では、自発的申告義務であるか質問応答義務であるかに大きな違いがあり、告知義務の対象が無限定に広がらないようにするための方法として、改正前商法は保険契約者等が「告知しなければならぬ事実」に制限を課し、保険法は保険者から「質問をすることができる事項」に制限を課すという形で、異なる規律の定め方をしているものである。このことは、以下のとおり両者の条文の違いにも表れている。

(2) 条文構造の違い

改正前商法は、自発的申告義務であることを前提に、「重要ナル事実ヲ告ケス」又は「重要ナル事項ニ付キ不実ノ事ヲ告ケ」と規定しており、何が告げるべき「事実」であるか（被保険者に生じた「事実」のうち何を告知すべきか）を定めている。つまり、保険契約者等が「告知をする事実の重要性」に着目した規定の仕方をしている。

これに対し、保険法は、「危険に関する重要な事項のうち保険者になる者が

¹¹ 萩本修・一問一答保険法 44 頁（商事法務、2009）においても、同文言の趣旨について、「保険者が告知事項となるべき重要な事項を指定してこれについての告知を求めることが必要であるとした」との説明がされている。

告知を求めたもの」について事実の告知をすることとし、これを片面的強行規定としていることから、保険者が何を「質問」することができるかを規定することとし、保険契約者等にはその質問に正確に回答することを求めている。つまり、保険者から「質問をする事項（回答を求める事項）の重要性」に着目した規定の仕方をしており、実際に被保険者に生じた個々の「事実」（例えば病名、症状等）が重要であるか否かを基準に規定を設けていない。

すなわち、簡略化して図示すると、次のような違いがあることがわかる。

	改正前商法	保険法
告知の対象となるもの	重要ナル <u>事実</u>	危険に関する重要な <u>事項</u> のうち保険者が告知を求めたもの
告知義務者がすべきこと	「重要ナル <u>事実</u> 」を告げること	事実の告知（＝質問に正しく回答すること）
重要性の対象	告知義務者が告げるべき <u>事実</u>	保険者から告知義務者に <u>質問</u> をする <u>事項</u>

このように、保険法が保険者から「質問をする事項の重要性」に着目していることは、立法担当者による保険法の条文の解説において、次のように説明されていることから裏づけられる¹²¹³。

¹² 萩本・前掲注 11) 44～46 頁。

¹³ さらに、保険法が保険者から質問をする事項の重要性に着目していることは、保険法の条文と生命保険契約法改正試案（2005 年確定版）の条文案との違いからも裏づけられる。すなわち、同改正試案では、「保険者が告知を求めた事項のうち、（中略）その判断に影響を及ぼすべき一切の事項について、保険契約者または被保険者が悪意または重大な過失により事実を告げず」とされている（第 678 条第 1 項）。ここでは、保険者が質問した事項のうち重要な事実について保険契約者等が告知義務を負うこととされており、保険法とは条文の構造が異なるため、同改正試案は改正前商法と同様に、「告知

- 告知の制度は、まず保険者が告知事項となるべき重要な事項を指定してこれについての告知を求めることが必要であるとした上で、保険契約者や被保険者は、この求められた事項についての回答をする義務（質問応答義務）のみを負うものとしています。

- 仮に保険者が危険に全く関係のない事項や、危険に関係はあっても重要でない事項を告知の段階で質問したとしても、それは保険法にいう「告知事項」には該当し得ない事項ですから、保険者が当該事項についての告知義務違反を理由に保険契約を解除することは（中略）許されません。このように、保険法の下では、保険者は、あくまで危険の測定にとって重要である事項を自己の判断で選択した上で、それを保険契約者や被保険者に質問していくことが求められることとなります。

この点、保険法の条文では、「事実の告知」をしなければならないと規定しているため、一見、「告知をする事実の重要性」に着目しているかのようにも読める。しかし、保険法における「事実の告知」という用語は、①告知義務の存在に関する第4条、第37条、第66条、②告知義務違反による解除及び告知妨害に関する第28条、第55条、第84条で用いられており、そこでは、「事実の告知」と「不実の告知」とが並列的に規定されていることから分かります。また、「事実の告知」をワンフレーズとした上で、「(質問に対して) 真実を回答すること」を意味するものとして「事実の告知」という用語が使われている。

をする事実の重要性」に着目した規定であることが分かる。

したがって、改正前商法の「重要ナル事実（ヲ告ケス）」における事実と、保険法の「事実の告知」における事実とは、それぞれ有する意味が異なるものである。

このように、改正前商法と保険法では、告知義務における、いわゆる重要性に係る条文の構造が異なり、また、保険法は「重要な事実のうち（保険者が求めたもの）」ではなく、「重要な事項のうち（保険者が求めたもの）」と規定していることから、このような条文の文言の違いも踏まえた検討が必要となる¹⁴。

（3）保険法における重要性の意義

このように、いわゆる重要性の要件に関し、改正前商法と保険法では、自発的申告義務と質問応答義務の違いがあり、これに伴い条文上も差異が生じていることから、これらの違いに基づき、重要性の意義についても解釈上の差異が生じる可能性があると考えられる。

前述したとおり、改正前商法の下では、ある事実を知っていれば保険者は保険を引き受けなかったであろう場合、又はより高い保険料による等、保険契約者側に不利な条件でのみ引き受けたであろう場合に、当該事実の重要性が認められると解するのが通説的な見解であった。そして、これは、自発的申告義務を前提に、「保険契約者等が告知しなければならない事実は何か」という観点から、重要性の意義を解釈するものであった。

¹⁴ なお、改正前商法においては、「重要ナル事実ヲ告ケス」と並んで「重要ナル事項ニ付キ不実ノ事ヲ告ケ」定められており、ここでは保険法の「重要な事項のうち保険者になる者が告知を求めた」に類似する表現が用いられている。しかし、改正前商法は、あくまで自発的申告義務を前提としており、「重要な事実を告知しない」という告知義務違反の行為について、疑義を避けるために別の表現を用いて「重要な事項について不実のことを告知する」と規定したものにすぎず、保険法が質問応答義務を前提に「重要な事項のうち保険者になる者が告知を求めた」と規定していることとは意義や用法が異なる。

ところが、保険法では、質問応答義務を採用しており、重要性の要件は、保険者からの質問事項に一定の制限を課すための機能を果たしているものである。このように、改正前商法と保険法では、重要性の要件が果たすべき機能が異なるにもかかわらず、重要性の意義については全く同一の解釈があてはまるのであろうか。むしろ、保険法の下では、「保険者から質問をすることができる事項は何か」という観点から、重要性の意義を再検討する必要があるのではないか。

ただ、この問題は、重要性の意義だけでなく、その判断基準をどのように考えるか（主観的基準か客観的基準か）、さらには重要性の立証の程度をどこまで要求するか（告知書に掲げられた事項について重要性が推定されるか、保険契約者側にはどの程度の反証が必要か）といった問題が複合的に関連してくるため、本稿では紙面の都合上、すべてを網羅的に検討することは困難である。もっとも、自ら「事実」を知っているはずの告知義務者の側に重要性の判断をさせる改正前商法のアプローチとは異なり、保険法の下では「事実」を知らない保険者の側から危険測定のための質問をすることが前提となる以上、具体的な「事実」を直接尋ねるのではなく、保険者が危険測定をするための材料として有益な事項（項目）を質問の対象とせざるを得ないという質問応答義務の特徴を踏まえた解釈が必要になると考えられる。

そこで、保険法における「重要な事項」の基本的な考え方としては、危険測定のための合理的な質問という観点から、保険者が危険発生の予測や評価等を行うにあたり典型的にみて保険者の判断に資する事項についての質問であれば足りるのではないかと考えられ¹⁵、改正前商法の下での解釈のように、実際

¹⁵ 改正前商法に関する大審院判例においても、「危険測定に関係があるか否か」という観点が示されており、自発的申告義務と質問応答義務の違いから生じる差異はあるものの、保険法の下でも危険測定との関係性が重要性の判断の基本的な要素であることは否定できないように思われる（大判明治40年10月4日民録13輯939頁、大判大正4年

に被保険者に生じた個々の「事実」（告げなかつた事実）の点に着目して、保険者がその事実を知っていれば同一条件で引き受けなかつたか否かを基準に重要性を判断するという解釈は、質問応答義務の考え方もとも保険法の条文とも整合的でないように思われる¹⁶。つまり、保険法の下では、主に「はい・いいえ」の形式により告知書で「質問」している事項自体に重要性があるかが問題となるのであって、その質問している事項（回答を求めている事項）に重要性が認められれば、実際に被保険者に生じた個々の「事実」（例えば病名、症状等）がその保険の引受基準に抵触するものであるか否かは、重要性の要件との関係では直接問題とならないと考えられる¹⁷。

例えば、医療保険の告知書では、健康診断や人間ドックにおける要精密検査や要検査、要治療の指摘の有無について、「はい・いいえ」で答えるよう求める質問が見られるが、これは一般に医療保険における給付事由の発生可能性に関わるものであり、かつ、典型的にみて保険者による引受けの判断に資する事

6月26日民録21輯1044頁、大判昭和2年11月2日民集6巻593頁等)。

16 もちろん保険者から質問した事項に重要性が認められることと、保険契約者等が告げなかつた具体的な事実重要性が認められることは、個別の事案にあてはめた場合には、結論において一致する場合が多いことは否定できないが、重要性の立証責任が保険者側にある以上、重要性が要求される対象が何であるかを明確に整理しておくことには意味があると思われる。さらに、ここでの整理は、後記6で述べる解除の主観的要件としての故意・重過失の対象は何かという議論にも影響を及ぼすことになる。

17 仮に、告げなかつた事実の重要性が問題になるとすれば、告知書の質問に対して意図的に不実の記載をした被保険者が、不実の告知であることを認めつつ、「重要な事実」に該当することが立証されていないと主張し、保険者に対して引受基準の開示等を求めることができることになるが、このような事態は当事者間の衡平性に照らしても明らかに不当である。この点、改正前商法の下での裁判例においても、重要性の判断にあたり同一条件での引受けが可能であったか等が常に検討されているわけではなく、従来 of 学説における「事実を知っていれば引き受けなかつたか、保険契約者側に不利な条件でのみ引き受けたか」との規範は、実務上、字義どおりに厳密には適用されていなかったように思われる。そのため、本稿で述べる基準は、従来とは説明の仕方が異なるものの、実際に過去の裁判例で告知義務違反が否定された事例についてまで、解除の対象を広げることになるわけではないと考えられる。

項であるから、ここで質問している事項自体が「重要な事項」の要件を満たすものと考えられる。そのため、この質問事項に該当するにもかかわらず「いいえ」の回答をした場合には、それをもって告知義務違反の客観的要件を満たすこととなり、実際に指摘を受けた検査項目やその数値をもとに、具体的な検査結果がその保険における引受制限や特別条件等の対象となることまで保険者が立証する必要はないと考えられる¹⁸⁾¹⁹⁾。

このように、保険法が質問応答義務を採用したことに伴い、保険法の下における重要性の意義については、従来の改正前商法の下での解釈に変容が生じる可能性があると考えられるものであるが、具体的な商品性や告知書の定め方にも関連する問題であるため、ここでは上記のとおり問題提起を行うにとどめることとする。

5. 告知の対象は知っている事実に限られるか

改正前商法の下では、告知すべき事項は告知義務者の知っている事実に限られると解する見解が多く、その根拠としては、告知義務制度が義務者に対して事実の探知義務ないし調査義務を課するものではないとの説明がされてきた²⁰⁾。また、知っている事実のみについて告知義務が及ぶというのが、英米法、大陸

¹⁸⁾ この点、改正前商法においては、告知書に掲げられた事項は「重要な事項」と推定されるとの見解があり、これを認める裁判例もあったが、保険法が「重要な事項のうち（保険者が告知を求めたもの）」として、保険者からの質問事項に一定の制限を課すために重要性の要件を設けていることからすれば、保険法の下では告知書に掲げられた事項について常に重要性が推定されるという考え方には疑問がある。

¹⁹⁾ なお、個別の事案によっては、例外的に、告知義務違反の形式的要件を満たすものの、危険測定上の影響が少ないため保険契約を解除する必要まではないという場合もあり得ると思われる。この場合は、重要性の要件の問題ではなく、解除権の行使自体の信義則違反や権利濫用等の一般法理によって対処することが可能であると考えられる（この点については、いわゆる因果関係不存在特則とは異なる、違反と契約締結との間の因果関係の問題と考える余地もある。山下・前掲注7）412頁・脚注37）参照。

²⁰⁾ 大森・前掲注3）124頁等参照。

法共通に比較法的には支配的な立場であるとされている²¹。

このような見解を受けて、保険法の立法過程においては、保険契約者等が自ら知っている事実につき告知を行わなかったことを告知義務違反の明文上の要件とすることが議論された。しかし、最終的には、条文上このような限定は行わないこととされたが、その理由の1つとして挙げられたのが、被保険者が健康診断の結果を受け取りながら、意図的にその結果を確認しなかった場合に告知義務違反が否定されることになるのは不相当であるというものであった²²。

この点、告知義務の制度が、告知義務者に広く探知義務や調査義務を課すものでないという点は、告知義務が当事者間の衡平性を考慮した制度であることからみて妥当な解釈であると思われるが、上記の保険法の立法過程における議論や、保険法が改正前商法の自発的申告義務から質問応答義務に変更したことを踏まえると、従来の議論を保険法においてもそのまま踏襲することには疑問が残る。

すなわち、改正前商法の自発的申告義務を前提とすると、何を告知すべきかの判断が告知義務者側にゆだねられるため、告知義務者に過大な負担を負わせることのないよう、「知っている事実のうち重要なもの」を告知すれば足りるという解釈が広く行われていたことは理解できる。しかし、質問応答義務を前提とする保険法の下では、何を告知の対象とするかの判断を保険者にゆだねている以上、具体的な質問の内容や質問の仕方に応じて、保険契約者等が現に知っている事実に限定されるか否かの解釈に差が生じる余地は十分にあると考えられる。

例えば、医師から特定の疾患について診断を受けたか否かという質問事項の場合、仮に家族が病名の告知を受けていたとしても、被保険者本人に診断内容

²¹ 山下・前掲注3) 297頁。

²² 法制審議会保険法部会第21回会議の議論を参照。

が知らされていなければ、通常は被保険者の告知義務違反には該当しないと考えられる。これに対し、健康診断において要精密検査等の指摘を受けたか否かという質問事項の場合には、自ら健康診断を受け、その結果を書面で受領した被保険者がその中身を確認した上で告知書への回答を行うことは、何ら告知義務者に過大な負担となるものではない(上記の見解における探知義務や調査義務とは異質のものといえよう)。むしろ、この質問事項からみて、保険者が保険の引受けにあたり健康診断の結果を重視していることが十分認識できる状況で、被保険者が意図的にその結果の確認を行わず、健康診断を受けた事実にも言及せずに保険契約の申込みを行うことは、告知制度の趣旨に照らして告知義務者の保護に値しないものと考えられる。

さらに、保険契約者と被保険者が異なる場合において、保険契約者に被保険者の体況に関する告知を求めた場合や、被保険者の代理人が被保険者に代わって告知を行う場合を考えると、ここでの「故意又は重大な過失」は、保険契約者や代理人を基準に判断することになるが(民法第101条第1項参照)、これらの者が被保険者本人に対して一切の確認を行っていないくても、被保険者の体況について知らなかったことを理由に常に告知義務違反の客観的要件に該当しないこととなるのは明らかに不当である。したがって、ここでは被保険者の体況について保険者から質問を受けている以上、保険契約者や被保険者の代理人は被保険者本人に確認をすべきであって、合理的な理由なくこれを怠った場合には、仮に保険契約者や代理人が事実を知らない場合であっても、重過失による告知義務違反が成立する余地はあると考えるべきである²³。

このように、質問応答義務の下では、保険者からの質問の内容や質問の仕方

²³ この場合に、被保険者本人の故意・重過失による告知義務違反を問う余地もあるが、保険法においては質問応答義務である以上、保険者が被保険者本人に告知を求めたか否かによって結論が変わる可能性がある。

に応じて、告知義務者に求められる合理的な対応は異なり、それに依りて故意・重過失の内容も変わるものと考えられる。上記の健康診断の例でいえば、仮に告知義務者が健康診断の結果を見ていないからといって、これにより告知義務違反に該当しないと解釈は不当であり、事案の中身にもよるが、これは重過失の一類型であるとする余地があるものと思われる。したがって、保険法の下では、そもそも告知義務の対象をすべて一律に捉えて、「知っている事実」に限定されるか、それとも限定されないかという議論の立て方をすること自体に違和感があるものとする。

6. 故意又は重大な過失の意義

(1) 改正前商法の下での解釈

改正前商法における「悪意」の意義について、従来の通説的な見解は、これを故意と同義であるとした上で、①重要な事実があること、②その事実が告知すべき重要な事実であること、及び③告知をしないこと、を知っている場合が「悪意」に当たるとされてきた²⁴。

このような解釈は、自発的申告義務を前提とする改正前商法に関しては、たしかに合理的な解釈といえるかもしれない。すなわち、何を告知すべきかを告知義務者自らが判断する以上、悪意（故意）による告知義務違反というためには、事実の存在とともに、それが告知すべき重要な事実に当たることを知った上で、意図的に告知しないことが必要と考えられるからである。

また、このような解釈は、改正前商法の条文からみても素直な解釈といえる。すなわち、「悪意（中略）ニ因リ重要ナル事実ヲ告ケス」との文言からすれば、

²⁴ 大森・前掲注 3) 127 頁等参照。

悪意（故意）の対象は「重要な事実を告げない」ことであるから、単に事実を告げないことだけでなく、それが「重要ナル事実」であることも知っていることが要件となっていると解釈するのが素直であると思われる。

次に、重過失の意義については、悪意の要件のうち、上記②又は③のいずれかの点で善意であったことについて甚だしい過失があった場合が「重大ナル過失」であるとされてきた²⁵。そして、前記5で述べたとおり告知義務者の知らない事実について告知義務は及ばないという前提の下に、①についての重過失を問題とすることはできないとの説明がされていた²⁶。

これらの見解によれば、悪意・重過失の立証責任が保険者側にあることを踏まえると、保険者は、告知義務者が当該事実の存在を知っていたことのみならず、それが「重要ナル事実」に当たることを告知義務者が知っていたことまで立証しなければ、悪意による告知義務違反とは認められないこととなる。その上で、告知義務者が「重要ナル事実」に当たらないと考えたことにつき重大な過失があることを保険者が立証した場合に、重過失による告知義務違反が認められるという帰結になる。

（2）保険法の下での解釈

これに対し、質問応答義務を前提とする保険法の下でも、故意・重過失の意義について、上記の改正前商法と全く同一の解釈になるのであろうか。

この点、保険法の下でも、改正前商法と同様に、①重要な事実があること、②その事実が告知すべき重要な事実であること、及び③告知をしないこと、を知っている場合に「故意」が認められるとする見解が多い²⁷。

²⁵ 大森・前掲注3) 127頁等参照。

²⁶ 山下・前掲注3) 304頁。

²⁷ 山下・前掲注7) 420頁、岡田・前掲注10) 129頁、山下=永沢・前掲注6) 176頁

しかし、保険法が質問応答義務を採用した理由としては、告知の制度は保険契約を締結するにあたって危険を測定するために行われるものであり、何が危険の測定のために必要な事項であるか(すなわちどのような事項を告知の制度の対象事項とするか)については、大量の保険契約を締結して危険の測定についての情報収集能力を有する保険者の側が判断すべきと考えるのが自然であるからとの説明がされており、これを実現するために、保険法では、(a) まず保険者が告知事項となるべき重要な事項を指定してこれについての告知を求めることが必要であるとした上で、(b) 保険契約者や被保険者は、この求められた事項についての回答をする義務(質問応答義務)のみを負うとされたものである²⁸。

このように、保険法では、何を告知すべきかの判断を保険契約者等にゆだねるのではなく、何を告知の対象とするかは保険者が判断することとしているため、この仕組みからすれば、保険契約者等は、保険者から質問を受けた事項に該当する事実があるか否かを判断すればよいのであって、それが重要なものであるか否かを判断する必要はないことになる。そうすると、告知義務違反における「故意」の対象は、その事実を保険者に回答する義務があるか否か、すなわち当該事実が保険者から質問された事項に該当するか否かであって、当該事実が「重要な事実」であることを知っていることが「故意」の内容となるものではないと考えられる²⁹。

また、このような解釈は、保険法の条文からみても素直な解釈といえる。す

[遠山聡] 等参照。

²⁸ 萩本・前掲注 11) 44 頁。

²⁹ この点は、前記 4 で述べた改正前商法と保険法における重要性の意義の違いにも関わるものである。保険法は、重要性の判断を保険契約者側にさせないために質問応答義務にしたにもかかわらず、「重要な事実」であることを知っていることが依然として保険契約者等の故意の要件になると解することには疑問がある。

なわち、「告知事項について、故意により事実の告知をせず」（同法第 28 条第 1 項、第 55 条第 1 項、第 84 条第 1 項）との文言からすれば、故意の対象は「事実の告知をしない」ことであって、真実を回答しない（真実でないことを回答する）という行為が故意になされることを指すものといえる³⁰。ここでは、「告知事項について」という限定があるため、告知事項に該当する事実であることは故意の対象に含まれると考えられるが、改正前商法と異なり、「重要な事実」を告知しないことが故意の対象となっているわけではない。したがって、保険法においては、保険者から質問された事項に該当する事実が存在し、それを回答する義務があることを知っていることが「故意」の内容となるものと考えられる³¹。

この点、たしかに告知事項とは、「危険に関する重要な事項のうち保険者になる者が告知を求めたもの」を意味することから、保険契約者等は保険者からのあらゆる質問に回答する義務を負うわけではない。そのため、保険契約者等がそもそも質問の内容自体に重要性がないと判断したということであれば、それは回答する義務があるという認識がない以上、故意には該当しないことになると考えられる。ただ、ここでの重要性の対象は、あくまで保険者から質問された事項の重要性であって、実際に被保険者に生じた個々の事実の重要性とは区別して考えるべきものである³²。

³⁰ 保険法において「事実の告知」が特定の意味を有することについては、前記 4（2）を参照。

³¹ これをさらに分解して故意の要素を説明することは必須ではないと思われるが、あえていえば、保険法においては、①保険者からの質問事項に該当する事実があること、②その事実を回答する義務があること、及び③その事実を回答しないこと、を知っている場合に故意が認められると説明することが可能である。

³² もし仮に、保険契約者等が、重要事実でない限り、改正前商法と同様に保険法上も回答する義務を負わないものと勘違いして回答を行わなかった場合は、いわゆる法律の錯誤であり、言い換えれば回答義務を負うことについての誤解にすぎないものといえる。このような誤解があり得ることを一般化して、保険法においても「その事実が重要な事

次に、重過失の意義については、故意の要件の一部につき善意であったことについて、保険契約者等に著しい注意義務違反があったことをいうものと考えられる。前記5で述べたとおり、保険法の下では、必ずしも告知の対象は「知っている事実」に限定されるものではないと考えられることから、事実を知らなかったことについて著しい注意義務違反がある場合にも、重過失が認められる余地があると考えられるものである³³。

7. 保険者の過失不知の問題

告知義務違反による解除権の阻却事由に関し、改正前商法も保険法も、保険者の悪意又は過失による不知の場合には、保険者は告知義務違反による解除ができない旨を定めている。このうち、いわゆる保険者の過失不知に関し、改正前商法の下では、生命保険募集人には告知受領権がないとしても、生命保険募集人が告知義務者に告知しないように勧めるような行為をした場合には、使用者責任に関する民法第715条を参照して、生命保険募集人の選任・監督についての保険者自身の過失が認められれば保険者の過失不知として扱われるべきであるとの見解が有力に主張されていた³⁴。

さらに進んで、告知義務者が口頭で告知すべき事実を告げ、当該事実が告知すべき重要事実であることが通常生命保険募集人であっても判断できるようなものである場合には、生命保険募集人としてはその告知をすべきことを容

実であること」を知っていることが故意の要件になるという説明をすることは妥当でないと思われる。

³³ なお、改正前商法も保険法も、故意か重過失かによって解除の効果には差がないため、「故意又は重大な過失」によるものとして両者を区別せずに判断している裁判例が多く見られるが、現在の多くの保険会社の告知書を前提とすれば、質問事項は極めて分かりやすい内容となっており、その該当の有無は明らかであることが多いため、実務上告知書における不告知や不実告知が問題となる事例では、故意による告知義務違反という評価が可能であるものも多いように思われる。

³⁴ 大森・前掲注3) 132頁等参照。

易に指示できるはずであり、そのような指示を与えず告知義務違反を誘発した場合には保険者の監督上の過失を認めてもよいであろうとする見解もあった³⁵。

このような保険者の過失不知の適用範囲を拡大する解釈は、告知妨害に関する規定を新設した保険法の下でも、同様にあてはまるのであろうか。

保険法は、改正前商法の下での議論を踏まえ、生命保険募集人を含む保険媒介者が告知妨害や不告知教唆をした場合の規定を新設することとした。具体的には、①保険媒介者が保険契約者又は被保険者が事実の告知をすることを妨げたとき、又は②保険媒介者が保険契約者又は被保険者に対して事実の告知をせず、もしくは不実の告知をすることを勧めたときは、保険者は保険契約を解除するができないものとした。ただし、③これらの保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者又は被保険者が事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められる場合には、①及び②による解除権の阻却は行わないこととしている（同法第 28 条第 2 項・第 3 項、第 55 条第 2 項・第 3 項、第 84 条第 2 項・第 3 項）。

改正前商法においては、保険者の悪意又は過失による不知の規定しかなかったため、生命保険募集人が告知の手續に不当に関与した場合の処理について、保険者の過失不知の規定を拡大解釈する必要があったことは理解できる。しかし、保険法が上記のとおり告知妨害及び不告知教唆の規定を新設し、これらの行為と告知義務違反との間に因果関係がなかった場合の例外規定まで含めて精緻に規定を整備していることからすれば、保険法において保険者の過失不知の規定を拡大解釈するのは妥当でないように思われる。

例えば、保険法では、生命保険募集人が告知すべき事実の内容を知り、それを保険者に報告しなかったとしても、これが保険者の悪意や過失不知に該当す

³⁵ 山下・前掲注 3) 315 頁。

るとはいえないことから、これとは別に、保険媒介者による告知妨害や不告知教唆の規定を設けたものである。このような規定の新設にあたっての前提からすれば、保険法に定める告知妨害や不告知教唆に該当しない生命保険募集人の行為を捉えて、これを保険者の監督上の過失によるものと評価し、解除権が阻却されると解釈することには慎重であるべきと考えられる。

また、保険法の規定では、「事実の告知をすることを妨げた」「事実の告知をせず、又は不実の告知をすることを勧めた」との文言を用いて、解除権の阻却事由たる告知妨害ないし不告知教唆に該当する行為の要件を定めている。さらに、これらの保険媒介者の行為と告知義務違反との間に因果関係があることも要求している。このような規定の構造や文言からすれば、保険媒介者が保険契約者等の行動を歪めたといえるか否かが重要であり、例えば保険媒介者が告知義務違反を知りつつ、これを是正するアドバイスを行わなかったことは、ここでの解除権阻却事由には含まれないものと考えられる³⁶。

このように、保険法の下では、保険媒介者による告知妨害及び不告知教唆に関する規定が整備されたことから、改正前商法の下での議論のように保険者の監督上の過失を広く捉えることは妥当でないように思われる。

8. 保険契約終了後の解除権の行使

改正前商法は、将来効を定める法律の規定にもかかわらず、学説上は告知義

³⁶ 山下・前掲注7) 438頁では、不告知教唆の例として、「⑦保険媒介者は、告知義務者が既往症を有することを知っており、告知に当たって、告知義務者が当該既往症を告知していないのに気づいたが、当該既往症を告知するようアドバイスせず、告知がないまま契約が成立した場合」を挙げ、この場合も、告知義務違反となることを認識しながら何らの注意をしないことは不告知教唆として評価されてしかるべきものと述べる。たしかに保険監督上の観点からみた場合には、本来あるべき保険募集の態様とはいえないものであるが、告知義務違反における解除権阻却事由として考えた場合には、不告知ないし不実告知を「勧めた」と評価することは困難であるように思われる。

務違反による解除は遡及効を有するものと解されていた³⁷。これに対し、保険法では、解除による将来に向かっての保険契約の終了という効果と、解除された場合の既発生 of 保険事故に関する保険者の免責という効果を分けて規定することとし³⁸、告知義務違反による解除が将来効を有することを明確にしたものである。

これに伴い、解除の将来効の意味について、新たな疑問も生じている。すなわち、生命保険契約において被保険者が死亡した場合や、損害保険契約において保険の目的物が全損となった場合のように、保険事故の発生後に告知義務違反の事実が判明し、その時点ですでに保険契約が終了していることも珍しくないが、保険契約が終了した後であっても、保険者は将来効を前提とした解除権の行使をすることができるかが問題となり得る。つまり、解除が将来に向かってのみ効力を有することとの関係で、すでに効力が失われている契約をはたして「解除」することができるのかという問題である。

この問題については、すでに法制審議会保険法部会でも議論がされており、保険法部会資料12（24頁）では、以下のとおり説明されている。

死亡保険契約については、保険事故が発生すれば契約は失効するといわれており、その後に契約を解除するということを観念することができるのかについても検討する必要がある。すなわち、解除の効力が遡及効であれば、契約が失効した後であっても解除権を行使する意味があるが、将来効であるとすれば、契約が失効した後に解除をする意味を見出すことは困難ではないかという問題である。

³⁷ 大森・前掲注 3) 128 頁等参照。

³⁸ 山下・前掲注 7) 425 頁。

この点については、告知義務違反による解除は、将来に向かって契約の効力を否定することだけでなく、発生した保険事故について保険者を免責とする（中略）という効果をも導くことから、生命保険契約について解除をすることは意味のあることであるとも考えられるし、そもそも現行商法第678条もそのような規律を採用しており、これで何か現実的な問題点（解除の効力を否定する裁判例がある等）が生じているわけでもない。

ここでも述べられているとおり、告知義務違反による解除は、保険契約を将来に向かって終了させるだけでなく、すでに発生した保険事故（傷害疾病）について免責の効果を生じさせるものであるから（保険法第31条第2項第1号、第59条第2項第1号、第88条第2項第1号）、すでに終了した保険契約についても依然として解除を行う意義が失われていないものである。このことは、告知義務違反により解除権を行使する前に、保険契約が保険事故の発生により失効した場合に限らず、保険契約者から任意解除（解約）が行われた場合や、保険者から告知義務違反以外の理由により解除が行われた場合、保険料の不払いにより失効した場合等も含まれ、さらには、保険期間が満了して保険契約が更改（更新）された場合にもあてはまるものである³⁹。

9. おわりに

以上述べたとおり、保険法では、質問応答義務への変更や告知妨害の規定の新設など、改正前商法と異なる規律を設けているが、これに伴い、従来の改正前商法の下での通説的な解釈にも変容が生じている可能性がある。紙面の都合

³⁹ さらにいえば、告知義務違反による解除の場面だけでなく、危険増加による解除や重大事由による解除の場面でも、将来に向かって保険契約が終了するだけでなく、一定の範囲で免責の効果を伴うものであるから、本文で述べたことが同様にあてはまる。

上、本稿ではすべての論点を網羅することはできなかったが、その他の論点についても、改正前商法の下での解釈からの変容の可能性を含めた検討を行うことが、保険法の新たな研究の可能性を広げることにもつながるものと考えられる。

保険法の施行からまもなく 10 年を迎えるが、その間にも保険法の下での様々な裁判例が出ており、また、実務において保険法の立法時には想定していなかった事態も起きるなど、保険法をめぐる環境にも変化が生じている。本稿を一つの契機として、改めて保険法の個々の規定について改正前商法との違いを踏まえたさらなる研究が行われ、保険法の下での新たな解釈論が展開されていくことを期待したい。

(筆者は弁護士)